

平成 17 年 10 月 11 日

新 日 本 大 綱

社団法人東京青年会議所

目 次

	ページ
はじめに	3
マニフェスト型選挙の推進	5
セーフティネットとしての社会保障制度の確立	10
法の支配と民主制に基づく安全保障制度の確立	14
終わりに	21

はじめに

今日の我が国は、国債の年間発行額が30兆円を超え、700兆円とも言われる借金残高を抱え、国家財政はまさに破綻の危機に瀕している。採算を無視した公共事業の地方誘導や、省庁の天下り先外郭団体への利権誘導を初めとする、政官財の癒着の弊害是正の必要性が叫ばれて久しく、道路公団改革、郵政民営化や国と地方の権力分割に関する三位一体改革等が、国政の最重要課題として取り組まれているが、国家財政のV字回復には程遠い状況である。

また、我が国においては、少子高齢化が劇的に進行した結果、既に国民数は減少傾向に入り、労働可能年齢層における年金負担は増す一方で、年金制度等の社会保障制度の維持に重大な支障を来すに至っている。既に年金制度改革が行われてはいるものの、国家百年の体系として維持できるだけの数値的な改善には依然として疑問が呈されている。

さらに、我が国では一般に選挙の投票率が伸び悩み、道義心や規範意識の喪失による無秩序化、少年犯罪や凶悪犯罪の増加傾向も顕著である。ゆとり教育による学力低下は顕著となり、非行等教育現場の荒廃も指摘され、家庭・学校・地域社会の連携や道德教育の必要性が叫ばれているものの、十分な成果は得られていない。

一方、地球温暖化やオゾン層の破壊を始めとしてグローバルな規模での環境破壊が指摘される今日、環境問題は我々一人一人が身近なところから改善を図ると共に、京都議定書のような外交的努力による国際的な対処が不可欠であるが、それらの成果は未だ不十分である。

そして、外交・防衛面においては、第二次大戦後我が国は戦力不保持をうたう一方で、自衛隊を保持し、日米安保体制の下米国に安全保障を依存しながら奇跡的な経済的發展を遂げてきたが、今日に至るまで自国の安全保障のあり方についての現実を直視した国民的議論は不十分である。また、冷戦崩壊後の国際安全保障体制の中で、その経済力に見合う国際貢献のあり方については、総選挙の争点とされることもなく、国民的関心が低い中で、米国追随とも批判される自衛隊の海外派遣が行われている。

これらは、我が国の現状の問題点の一端を紹介するに過ぎないが、そこには一つの傾向が観られると思料する。それは、国民の依存型傾向による利権誘導型社会の弊害である。すなわち、我が国においては、国民が自らの責任を自覚することなく国や社会に依存し、利己的にその利権を図る傾向が顕著である。国家財政を度外視した公共事業の地方誘導はもちろんのこと、年金問題ではより低い負担と高い給付を求める矛盾があり、また、教育問題においては家庭・学校・地域社会のいずれもが他者に責任を転嫁する傾向がある。環境や外交・防衛においても、我々の社会、そして我々の国、ひいては我々の地球という意識の欠如が根本にあると言わざるを得ないところであろう。

我が国においては第二次大戦後、国や社会への帰属意識の希薄さ、そしてそこに誇りを持たない傾向が顕著となっていると言われる。全体主義の不幸な経験もあって、戦後多くの国民が愛国心を語ることをタブー視してきたことはまぎれもない事実であるが、その中で、個人の尊重の理念が、あたかも社会性を無視した身勝手の論理であるかに誤解される

こともなかったとは言えず，このことと依存型利権誘導型傾向とは無関係とは言いがたいと思われる。

このような状況を是正して，国民が物質的のみならず精神的にも満たされた真に明るい豊かな社会を実現するためには，我々は，まず国民の意識を変革し，国や社会に依存するのではなく，自ら自立し，自ら積極的に参画してこれを支えるような社会（我々は，そのような社会を「市民参画型社会」と呼ぶこととする）を構築することが重要であると考え。そこでは，権力濫用による利権誘導を排するため，国民が自ら積極的に社会参画し，法と正義に立脚した自由で民主的な社会を実現する必要がある。個の利益が公益の前に一方的に犠牲になるようなことはあってはならないが，公益を無視した個の利益の実現もまた問題であり，両者は妥当な調和が図られなければならない。すなわち，社会性への配慮の中での個性の最大限の尊重こそが必要であり，そのためには，相互理解と思いやりに基づき，互いの自己実現を最大限受け入れ，喜びを分かち合えることこそが不可欠と言うべきである。開かれた公正な自由競争社会はその帰結であり，国民が相互の繁栄を獲得し，相互に支え合う共生社会こそ，その究極の姿である。

このような市民参画型社会の実現に向けて，本年度社団法人東京青年会議所は，あるべき国の基本政策，そして国のかたちを総合的に究明するべく，そのための最重要課題として選挙制度，社会保障制度，安全保障制度という3つの課題を選択し，年間を通して積極的に国会議員や有識者との意見交換を行った。これらの課題は，いずれも国や社会，ひいては他国への「依存」がもたらす弊害が顕著な課題として，その抜本的解決のために，国民自らの積極的な参画が求められると我々が考えたものである。この度，その研究と意見交換の結果として，本提言を行うこととする。

マニフェスト型選挙の推進

1 我が国の民主制の現状

我が国においては、公共事業の地域誘導や業界団体と政治の癒着による談合に見られるように、永らく利権誘導型政治が続いてきた。官僚機構は国益を無視して省益、場合によっては局益レベルの狭小な利権を追求し、政治家は地域や業界への利権誘導によってその地歩を固め、国民はその恩恵を受けるべく利権をもたらず政治家を歓迎するという依存型傾向が顕著である。

このような状態は、国家財政の現状を顧みない公共事業の推進による国・地方の財政破綻とこれによる国家経済の弱体化を招いている。また、年金を始めとする社会保障制度においても、国民の意識は社会を支えるという方向ではなく、自身の給付への期待が先行してしまう結果、少子高齢化社会における制度の持続可能性に重大な危惧感が指摘されている。利権に基づく不公正な規制やしがらみは、若い才能の自由な発想による新規参入をも阻害し、結果として経済の活力、国際競争力をも奪ってきた。経済のグローバル化が進む中で、グローバルスタンダードでの公正な自由競争が実現されない限り、国際的な投資も十分に得られず、失われた10年からの経済的な再生はあり得ないと言われるが、その実現はまだまだ途半ばである。

他方、国際政治、特に安全保障面におけるビジョンの欠如は、特に近隣アジア諸国の不信感をぬぐえない一因ともなっており、我が国が国際的指導力を十分に発揮できないところにも繋がる。一人一人の国民総体としての国益の意識の欠如は、北朝鮮拉致事件の発覚を永く遅らせるところであったし、場当たりの外交姿勢の根本的な要因とも言える。日米安全保障条約の庇護の下で高度経済成長を遂げたのも、安全保障面での米国依存によるものであり、イラク戦争後の自衛隊派遣についても、それが自国国益にかなうかについての疑問を呈する声もある中、現地での活動に多くの制約を伴いつつ米国支持を顕す点に主眼を置いた派遣が行われている。これらの政治を是正しようにも、利権に無関心な国民は選挙にも無関心で投票率は伸び悩み、候補者からも内容及び検証の不十分な選挙公約がなされるばかりで、投票は人情や知名度、利権によって左右されてしまうため、民主制の過程が甚だ空洞化してしまっていた。大衆化社会故の国民の政治への意識の低さもまた、これらの傾向を後押しするところであった。

2 改革への方向性と障壁

このような依存型・利権誘導型社会を是正するには、国民一人一人の自立の意識の下に、国民が相互に支えあい、ひいては自らが社会に積極的に参画して、その改革を行うような社会、すなわち市民参画型社会の構築が不可欠である。そのような社会であればこそ、国民は国益を始めとする大きな視点での投票行動に出ることができるのであり、自らの利権

が確保される不公正な社会ではなく、開かれた公正な自由競争の下に自由に競い合う社会を選択できるようになるのである。その実現のためには、国民に対し、政治への関心、参画意識の醸成を図るとともに、政策を見極めた上での選択及び投票を促す必要がある。

しかしながら、我が国の現状を見ると、自立型・市民参画型社会への転換を阻む次のような要因が考えられる。

政策を訴える手段であるマニフェストの頒布が厳しく制限されていること
地方自治体選挙においては、ローカルマニフェストの作成自体、選挙運動として認められていないこと。

国民に候補者の政策を生で聴く機会を与える公開討論会が国民に十分に認知されていないこと。

選挙運動期間中に（立候補者による合同個人演説会の形態を除いて）、立候補者以外の主催により公開討論会を開催することが禁止されていること。

その他、国民に政策を訴える選挙運動が公職選挙法上禁止されていること。

3 マニフェスト型選挙の重要性と公開討論会のあり方

上記のような現状を打破して、自立型・市民参画型社会への転換に導き、憲法の保証する国民主権と民主主義を実効化するためには、国政選挙においては各党がパーティ（政権）マニフェストを掲げて、分かりやすく国民に訴え、政策の中身を選択できる選挙を推進する必要がある。また、地方選挙においても、首長選挙や議会選挙におけるいわゆるローカルマニフェストを掲げての選挙活動を可能にして、同じく政策の中身を選択できる選挙を実現する必要がある。

そこで、我々、東京青年会議所は、いわゆるマニフェスト型公開討論会の実施が必要と考える。すなわち、マニフェスト型公開討論会とは、立候補予定者（もしくは候補者）がそれぞれ有権者に向けて提示する「マニフェスト」に着目し、これを題材として具体的な政策論議に重点を置いて実施する公開討論会のことをいう。マニフェスト型公開討論会が実施されることにより、国民は、候補者の性格や識見、個人的な政策感ばかりではなく、候補者が当選後に具体的に取る政策を直接的に知ることができるようになり、実質的に政策の選択の機会を与えられることになるのである。

しかし、各党がマニフェストを作成し、マニフェスト型公開討論会を実施するだけでは、真の民主制に到達したとはいえない。なぜなら、マニフェストの作成過程が不透明で非民主的であると、かえってマニフェストの作成によって少数意見を遮断することにつながり、マニフェストに画一的な価値観しか反映されない虞があるからである。仮に、二大政党制が実現するような場面においては、国民に与えられる選択肢は2つに1つとなるため、この弊害は非常に大きいものとなってしまふ。

そこで、我々、東京青年会議所は、政党にマニフェストを作成させることを推進し、公職選挙法上、マニフェスト型公開討論会を認めさせるとともに、各党に対し、徹底した党内民主主義を要求し、これを国民に監視させるシステムを構築しなければならないのであ

る。

4 あるべき選挙制度とは？

マニフェストに基づく討論を可能にし、国民に幅広く政策を訴える選挙運動を実現するためには、具体的に以下に述べる政策の実現が必要である。

(1) 公開討論会について

公開討論会に法律上の根拠を与える。

現状は、公開討論会に関する法律上の根拠が欠けるため、国民の中にも公開討論会の適法性に疑問を持ち、消極的な協力しか得られないケースがある。今後、公開討論会を積極的に推進し、また幅広く国民から協力を得るためには、公開討論会に法律上の根拠を与える必要がある。

告示日以降の公開討論会も解禁する。

現在、告示日以降は、たとえ新聞社や放送局が主催する場合でも、公開討論会の開催は禁止されている。公開討論会は、選挙に立候補をした者が、公の場で議論を戦わせることに意義がある。公開討論会に報道機関の立会いを義務付ける等、中立性・公平性を厳密に確保した上で、立候補者だけが政策を戦わせる「公開討論」の場を設けるべきである。

(2) マニフェストについて

マニフェスト頒布の時間的、場所的制限を撤廃する。

政策中心の選挙を実現するためには、国民に幅広く政策を訴える機会とマニフェストに記載された政策が実現されているかを事後的に検証する機会を与える必要がある。そこで、現在、マニフェスト頒布に課されている時間的、場所的な制限を撤廃することが必要である。

ローカルマニフェストの頒布を解禁する。

地方自治体選挙においても政策中心の選挙を実現する必要性は国政選挙と異ならないので、地方自治体選挙においてマニフェスト配布を解禁する必要がある。

パーティーマニフェスト，ローカルマニフェストの作成を義務化する。

国政選挙全般，少なくとも地方選挙の内，首長選挙については，候補者の属する政党または候補者にマニフェスト作成を義務付けることにより，政策論争中心の選挙を実現する。

(3) マニフェスト作成過程の民主化について

党内民主主義の実現を憲法や公職選挙法に明記する。

政党は，国家権力の介入を受けては自由な議論ができないため，党内民主主義の実現は，基本的に自助努力によることになるが，そのために必要な原理原則として，党内民主主義に関する精神規定を憲法や公職選挙法において高らかにうたう必要性がある。その前提としての政党の定義規定もまた必要である。

政党内に国民によるオンブズマンを設置する

現状，政党内における，党内民主主義が実践されているかについては，国民の目からはよく把握できない状態にある。開かれた民主的な政党を実現するためには，政党の自主判断に基づき国民が政党にオンブズマンとして参画して，党内民主主義の履践を確保する役割を果たす制度を実現するべきである。

(4) その他

告示日以降の戸別訪問を解禁する。

有権者に政策討論を巻き起こす為には，公開討論会だけでは不十分であり，現行法では一律禁止されている戸別訪問を，少なくとも選挙運動期間中は解禁するべきである。戸別訪問禁止の立法理由である買収等のおそれは，選挙違反行為の厳罰化等の事後的規制で対処するべきである。

選挙運動の期間の延長

現行法の下では，選挙運動期間が短く，有権者に政策討論を巻き起こす期間として不十分である。本来，選挙運動の期間を延長し，選挙運動期間内に公開討論会を開催するのが最も理想的な姿である。

インターネットによる選挙運動の解禁

幅広く政策を訴える上で、インターネットを用いることは有益であり、選挙運動の手段としてインターネットも解禁するべきである。

車上の選挙運動の解禁

現状、走行中の車においては、連呼行為や挨拶程度しかできないが、走行中の車からも政策を訴える選挙運動を認めるべきである。

セーフティネットとしての社会保障制度の確立

1 我が国の社会保障制度の成り立ちと、その現状

我が国の社会保障制度は、急速な少子化，超高齢化，加えて今後の経済の低成長を鑑みると、もはや持続不可能な制度であり、国民の将来に対する安心を担保する制度とはとても言い切れないのが現状であり、国民最大の関心事として取り沙汰されている。然しながら昨今のマスコミを中心とした世間の議論の的は社会保険庁バッシングに代表されるようなワイドショー的責任追及であったり、「自分の年金額は、果たしていくらか」といったような個人の損得勘定であったりと、おおよそその本質の議論とはかけ離れたところに論点が置かれ、本来議論されるべき「今後の社会保障制度の在り方」については、ほとんど議論されていないのが実態である。

そもそも社会保障制度は、18世紀後半のイギリスにおいて、産業革命に端を発した大量の都市労働者の発生を受けて、それまで家族や農村などの共同体が担っていた相互扶助的機能を、人為的なかたちで国家が全ての国民を対象に、代替するものとして誕生した。その後我が国でも昭和初期に健康保険制度、戦時期に厚生年金保険制度といったように、職域を中心として、保険料を主財源とした制度としてスタートした。当時は国民全てをカバーする制度ではなく、1940～45年にかけて戦時体制の一環として国民皆兵、労働力の保全増強、資本蓄積、軍需インフレの解消といった国策に動機付けされ、結果として国民全体をカバーする制度に近づき、やがて国全体のゴールが戦争遂行から経済成長へと変容し、戦後16年を経て、様々な保険を束ねる手法によって1961年に国民皆保険制度という、全ての国民を被保険者とした、他国に例を見ない、きわめて精巧ではあるが、同時に不可解なシステムを完成させたのである。以来このシステムは度重なる改正を繰り返し、国民の批判を受けながらも右肩上がりの経済に救われるかたちで現在に至った。その間国民は、為政者からのリップサービスによって、ともすれば「高福祉低負担」という幻想を抱きつづけ、自らをその改革の議論の渦から遠ざけてきたのではなかつただろうか。記憶に新しい、昨年年金改革においても明らかなように、もはや「現在の制度をもとに如何に持続可能なものに修復するのか」という手法では、既に現在の制度自体が複雑であり、難解であるという点から、国民が議論する事さえ困難な状況にあり「ゼロベースで考えたときに、どのような制度を選択するのか」というところからスタートすべきで、その上で現行の諸制度をどのような方策で移行するのかを議論すべきであると我々は考える。

2 東京青年会議所が唱える「在るべき社会保障のビジョン」

ゼロベースで考える時、社会保障制度とはどのような意味を持つ制度なのかを考える必要がある。そもそも社会保障という制度は、前述の通り、産業構造の変化に伴い、従来の家

族や近隣の地域，企業といった共同体が，その内部では担いきれなくなった相互扶助という仕組みを，国家が肩代わりするという制度であると考えられる。したがって，あくまでも個人の自助努力が基本であり，自らの将来は自らが考えるという事がベースでなければ果てしなく拡大し，維持できない制度であるという認識が必要である。その上で，現在の我が国の成熟社会という現状を踏まえると，おのずとそのすがたは，市場原理を補完するものに徹すべきであると考え。言い換えれば公私の役割分担の再確認であり，「公」の役割としては，最低限の安心を担保する機能を持ち合わせていれば充分であり，それ以上の安心を求めるのであれば，個人の責任において民間のサービスを選択すればよいのである。又，最低限の安心を担保する制度は，国民が容易に理解できるシンプルかつスリムな制度であるべきとも考える。そのような認識のもと，諸制度を改めて見渡してみると，老齢年金については，現行の基礎年金部分に若干上積みした一律給付に限定し，医療については，医療行為を診断と治療に区分して，診断にはしっかりと給付を行い，治療にはその疾病の度合いに拠った給付の加減調整を設ける事により，予防へのシフトを促し健康志向型制度とすると共に，高度治療負担に対する安心も担保する制度を志向すべきであり，介護については，年金・医療制度との重複給付を調整し，医療と同じく予防へのシフトを促進すべきである。又社会福祉においては，若年者の雇用促進，次世代育成支援等，今後の社会保障制度を担う世代に配慮した，人生の前半部分にも機能すべく，現在の高齢者関係給付とのアンバランスな給付実態を是正すべきと考える処である。何れにせよ，国会で社会保障全般の抜本的改革が両院合同会議として議論されるこのタイミングで，広く国民を巻き込んだ本質的議論が行われる事を期待してやまない。

3 ビジョン達成に向けた政策提言

然しながら，それらを，現実のものとする為には，我が国の社会のあり方や国民の自助・共助に対する意識も同時に改める必要がある。その様な認識の下，我々は次の通り提言する。

義務教育課程における制度教育の徹底

そもそも制度に対する理解がない中で，制度を維持しつづけることは考えにくく，真に国民の賛同・参画を得るには初・中等教育課程における履修は不可避である。然しながら，現行の義務教育課程における社会保障制度教育については不十分と言わざるを得ないと考え。

教職員採用時の，社会経験義務付け

今後の社会保障制度の担い手であるはずの若年者について，昨今のニート・フリーターの問題を鑑みると，教育現場での指導力低下は否めず，教職者が広く社会経験を教授するこ

とが可能となるよう、新卒者が即教鞭をとることに一定の制限を設けるべきと考える。

子育て期間の育児年金給付

年金は世代間の所得移転であり、少子化が解決されなければ抜本的解決は望めない。現在も年金財政のなかから、育児についての若干の配慮は行われているが、今後は児童手当に代わる少子化対策の柱として、年金制度で積極的に育児支援を行うべきと考える。

個人が選択する高福祉に対応した所得控除の適用

個人の人生設計に応じた福祉水準を達成する為、国・地域が担保する最低限の保障を超える部分に関しては、個人の自己責任のもと、広く民間のサービスから選択し、その負担を現在の社会保険料の所得控除と同じ扱いとする事により、公的サービスと私的サービスの適切な役割分担を可能にすると考える。

軽度疾病の治療に対する給付縮小

自己負担が可能な軽度疾病の治療にまで手厚い給付が適用されるのは、社会保障制度の趣旨に合致しているとは考えにくい。医療行為を診断と治療に区分して、診断にはしっかりと給付を適用する反面、軽度の疾病の治療については自己負担の割合を高くするよう現行の健康保険法を改正すべきであると考ええる。

指定管理者制度の拡充

特に都市部において希薄化した地域コミュニティによる相互扶助機能を、人為的に再生することを目的に、地方自治法の定める地域自治法人に対して、指定管理者制度の門戸を開放し、育児・介護等のコミュニティビジネスの起業を容易にする土壌作りが必要と考える。

高年齢者再雇用に関する努力義務と最低賃金法の改正

65歳以上の高年齢者を労働可能世代と考えて、高年齢者再雇用の促進対象となる限界年齢を引き上げ、企業に対しては65歳以上の労働者についても、その再雇用に対する努力義務を課し、再雇用促進支援を行う一方、労働能力に応じた安価な賃金体系を確立できるよう最低賃金法における例外措置を講じる事が現実的と考える。

「社会保障基金」の創設

現在の保険料相当部分については、全額消費税にて徴収し、保険料積み立て余剰金と併せ「社会保障基金」とし、諸制度を統一したシンプルな負担・給付システムの確立が必要と考

える。

法の支配と民主制に基づく安全保障制度の確立

1 我が国を取り巻く世界情勢についての現状分析

1980年代末永らく続いた米ソ冷戦の終結後、東西両陣営という安全保障の枠組みは大きく変容したが、宗教・民族等の諸要因に由来する地域紛争は、依然として頻発している。米ソ冷戦下では機能しなかった国際連合による平和維持活動も行われるようになり、ボスニア、コンゴなどの紛争地域へのPKO派遣等の取組みが行われたが、事後的な平和維持活動に止まり、紛争の事前予防に基づく安定的な平和秩序を世界にもたらずには至っていない。

また、ヒト・モノ・カネが国境を越えて目まぐるしく移動するグローバリゼーションは、持てる者はより豊かに、持たざる者はより貧困にという貧富の格差を帰結するところとなり、政治的経済的勝者による支配の構図を顕著にした。その一方、国家的な外交の枠では実現されない主義主張を武力によって実現しようとするテロリスト達の国際的な活動展開は促進され、国際テロリズムは、従来の国家的脅威に止まらない新たな脅威と認識されるに至った。地域紛争がもたらす治安の悪化もまた、テロを生み出す一因となっている。

この点、9.11同時テロ以降、世界屈指の戦力を誇り唯一の超大国ともいべき米国は、積極的な武力行使を伴う外交姿勢を露にし、イラク攻撃に際しては国連安保理決議を待たずに攻撃を開始するなど、米国の国益を中心とする安全保障体制とその他の各国の利害が衝突する中、国際社会の秩序のあり方、そしてそこでの国連の意義が問われている。また、テロをはじめ、予測困難な敵への対応の観点から、米国がその軍事的配置を世界的に転換するいわゆるトランスフォーメーションが実施に移されているところでもある。

次いで、東アジアでは、つい先日まで北朝鮮の核開発が現実の脅威であった。6カ国協議の進展によって、その脅威は逡減しているとはいえ、先行きには、いまだ不透明な要素がないとは言えない。また、中国は、近時めざましい経済発展を遂げ、我が国とも経済的に緊密な関係を持つに至っているが、軍事的には沿岸部に大量のミサイルを配備し、軍事的な不安定要素となっている。さらに、我が国は中国及び韓国と領土問題、歴史教科書問題、靖国問題などで、主張を異にする外交問題を抱えている。従来、米国との緊密な関係を維持してきた韓国が、太陽政策を推進する一方で米国と微妙な関係に至っていることも、米国の軍事力を機軸として極東の安全保障を構築してきた我が国にとっては、外交上の不安要素の一つである。

視点を我が国に移してみれば、我が国は第二次大戦後一貫して憲法9条において戦争放棄・戦力放棄を謳いながら、冷戦の現実への対処のために日米安保条約を締結し、戦力に至らない武力としての自衛隊を維持発展させてきた。米国の核の傘の中で、我が国は未曾有の経済的発展を遂げたものの、冷戦崩壊後、米国主導の安全保障戦略に組み込まれる中で、自衛隊の位置付けが不明確なままに、イラク戦争のように自衛隊の海外派遣を選択する事態を迎え、さらには、米軍のトランス・フォーメーションを受けて、我が国と米国の関

係，そこでの自衛隊の意義・役割も大きな転換期を迎えている。

平和維持活動として見た時，戦力ならざる自衛隊を非戦闘地域に派遣することにどれだけの意義があるか，むしろ戦力としての自衛隊を戦闘地域に派遣することにこそ意義があるのではないかとの指摘がある一方で，我が国の将来の安全保障に対するビジョンが明確に示されていないことから，憲法改正による自衛隊の位置付けの重大な変更に対する国民的議論は不十分でその支持も得られず，ひいては諸国からの信頼の欠如にも繋がっている。

2 安全保障において考察すべき要素

国家の安全保障の実現のためには，軍事的要素のみならず，食糧，エネルギー，産業等様々の要因を考察しなければならない。

まず，軍事的には，第二次世界大戦において，周辺国が戦乱に巻き込まれながらも中立を守り平和を維持したスウェーデンやスイスの例に観られるように，戦争を避けるための抑止力としての軍力は，現実的な要請である。諸国の地勢・経済力などの諸要因によって必要な軍力についての差異はあるとはいえ，人類は未だかつて軍力なき世界平和を経験したことがないといっても過言ではない。現代は，帝国主義の時代のように，植民地を獲得してブロック経済化を図る時代ではなく，むしろグローバル化の中，国境を越えた自由な経済活動によって経済を発展させる時代である。戦争をするためのツールとしての軍隊は不要であり，むしろ戦争を避けるためのツールとしての軍隊が必要である。そのためには軍事的均衡を維持するために最小限・必要な軍隊を持つことが必要と言わざるを得ない。

そして，その軍隊を国内的に，また国際的にどのようにコントロールしていくかが次の課題である。戦前のように民主制が機能不全に陥ると共に，統帥権の独立といった軍部暴走の論理を内包するような甘いガバナンスではなく，より厳格なコントロールの利いた国家体制を築き上げる必要がある。そのためには，国内の民主制の十分な機能による軍力へのコントロールと，国際的な枠組みの中での協調の両面を強く意識する必要がある。

ところで，後者については，各国の協議をベースとする軍縮と国際的な枠組みの中でのさらなる安定的平和の実現を，これまで国際社会は志向してきた。国連憲章第 51 条は，国連安保理が対処するまでの措置として個別的自衛権・集団的自衛権行使を容認しているが，国際社会の現実としては，冷戦時代より利害を共通にする諸国間での集団的安全保障体制が築かれてきた。冷戦崩壊後の米国の世界戦略の中で，その意義は変容しつつあるが，その中でどのような体制を築くべきかもまた，安全保障戦略上重要な要素である。その際，我が国の国益を考えると，どの国とどの程度の機能を持つ集団的安全保障体制を構築するのが現実的かつ有益かを議論する必要がある。

次に，安全保障のさらなる要素として，食糧，エネルギー等の問題を考察する必要がある。すなわち，国際情勢の流動化する事態が生じた場合，食糧やエネルギーを安定的に確保できるかどうか，当該国にとって死活問題となる場合があり，これらの要素もまた国家の安全保障上，重要な要素といえる。また，同時に有事に強い産業構造の実現もまた，

安全保障においては重要な要素である。高度情報化社会における安全かつ高速な情報インフラ整備の一層の推進は、産業の国際競争力の増強に不可欠の要素といえる。

さらに、内外における紛争要因を貧困や治安の悪化が助長し、悪循環に陥ることは、数々の紛争実例が証明するところであり、テロリズムの一因ともなっている。諸国間の著しい所得格差の実態を視野に入れた発展途上国に対する支援を推進する一方で、互恵的な自由貿易政策も必要である。

3 安全保障の原点

講学上、およそ国家目的としては、国家の存続と繁栄を挙げ、これを議論の出発点とするのが通例である。だが、第二次大戦中、非人道的な体当たり攻撃を行った我が国が、再びそのような惨禍を経験することなく、国家目的を達成するには、そもそも国家の存在意義に立ち返って議論する必要がある。国家の3要素は、領土・国民・統治権といわれるが、人間が社会を構築し、地勢・人種・言語・宗教等の諸要因に基づく単位としての国家を構築したのは、何よりも国民の利益をよりよく確保するために他ならず、国民益としての国益を維持発展させるためである。すなわち、歴史的には国家の利益は絶対君主等の為政者の利益と同視された時代も永かったが、近代自由主義に基づき国民主権が実現した下での国益とは、主権者である国民を出発点とすべきである。そこでは、国民一人一人の生命・身体・財産の安全をベースとして、その利害の最大公約数としての利益が国益として意識されなければならない。総体としての国益の名の下に個人に犠牲を及ぼすことは、最大限回避されなければならない。同時に、国民の生命を危険に晒す戦争は最大限回避すべく、軍事力は、戦争の手段ではなく、戦争の回避手段として明確に位置づけられなければならない。

4 あるべき安全保障戦略とは？

これらの諸要素の考察の上に立って、我々は、あるべき日本の安全保障戦略として、次の通り提言する。

軍事力保持，集団的自衛権行使の必要性

我が国が、自国の国益に基づいた安全保障戦略を考える上で、自立した安全保障の実現は、必要不可欠である。この点、国際的な軍事的均衡を維持するための必要最小限度の軍事力は、およそ国家が有する自衛権に基づき保有すべきものである。また、集団的自衛権については、一国が単独ではその安全保障を達成できない現実の下で、個別的自衛権と並んで国家の自然権として観念され、国連憲章においても確認されているものである。独立国家である以上は、これを保有かつ行使可能であるのが当然であり、また、その行使可能

な状態こそが侵略を企図する勢力に対する抑止力となって、戦争回避を可能ならしめることとなる。

よって、これらを可能にするために、現行憲法9条2項を削除ないしその文言を修正して、自衛隊を軍隊として保持すると共に、集団的自衛権の行使を容認すべきである。

なお、先の大戦の悲劇は、軍事力を保持したことそれ自体の帰結ではなく、政治によるコントロールが機能不全に陥ったことの帰結であって、その手法の問題として議論すべきである。

自国の軍事力に対する実効的な民主的コントロールの確立

軍事力をもって戦争を回避するための手段として運用するためには、主権者たる国民が、民主制の過程を通してその行使を厳しく精査し、コントロールを及ぼすことが必要である。自衛隊に軍隊としての位置付けを与え、海外派兵が想定されとなれば、平和維持活動の名の下に侵略行為が行われることのないよう、軍事力行使手段については、解釈による濫用の余地のない厳密な管理を実現する必要がある。

この観点から、軍隊としての最高指揮権については、国会によって指名される行政の長である内閣総理大臣の職務とし、特に緊急時におけるその円滑かつ迅速な判断を可能にする一方、自国に対する侵略行為のような国家緊急事態を除いては、軍事力の行使は国会の事前承認を不可欠の要件とすべきである。この点、国家緊急事態において事前の国会審議を求めることは困難であるため、例外的措置として、当該軍事力行使から一定期間以内に国会の事後承認を求めると共に、承認を得られない場合の内閣総辞職等政治責任の追及手段を憲法に明記すべきである。また、現在でも実現している文民統制は、今後も維持すべきである。

他方、ドイツで民主制の下ナチスが台頭し独裁者を生んだ例を挙げるまでもなく、大衆社会化の中でこそ民主制を一層実効化する必要がある。画一的なマニフェストで少数意見が一方的に踏みにじられることのないよう、党内民主主義の維持には十分配慮する必要がある。また、選挙運動においても、簡易かつ低廉な政策発信手段として、インターネットによる選挙運動を容認し、さらに、各政党・各候補者のマニフェストに基づく討論による選挙運動の推進の観点から、マニフェスト型公開討論会をより推進し根付かせる等、選挙運動のあり方を改善すべきである。

日米安保体制のあり方の再検討

現在も米国が我が国経済にとって最重要パートナーであるという認識は、多くの国民の共有する認識であり、軍事的にも米国との協調が大筋で我が国の国益にかなっていると思われる。しかし、自衛隊のイラク派遣のように米国からの派兵要請を拒絶できず、対米追従を余儀なくされるような関係が生じるのは、安全保障上我が国が米国から自立していないことが重要な要因であることも事実である。その結果として、我が国の国益にかなわない結果を招来することは避けなければならない。そこで、我が国としては、軍隊としての

自衛隊を保持すると共に、日米関係も軍事的自立に基づく共同関係として再構築するべきであり、現在の日米安保体制を発展させるにせよ、あるいは縮小させるにせよ、米国が日本に対して安全を保障するのみの片務的な関係は是正すべきである。

この点、仮に日米安保体制を積極的に推進し、双務的に集団的自衛権を行使する関係を構築するとしても、その行使範囲が米国の施政範囲を超えて広範囲に及ぶような場合には、我が国がどこに派兵するか、事前に十分に明確にはならず、状況によっては、我が国の国益を害するような派兵を余儀なくされる虞がないとは言えない。例えば、米国が悪の枢軸として名指しする国家の中に含まれるイランについては、我が国は独自の外交ルートによって、比較的安定的かつ親密な関係を維持し、石油の安定的確保を実現している。米国の主張に追随した結果、こうした関係が悪化することは、湾岸からの石油輸入において不安要因を増大せしめることにもなりかねず、かえって我が国の安全保障を困難ならしめる虞なしとしない。

よって、国益の観点を考えるとき、今後憲法改正を経るとしても、米国の域外紛争についての集団的自衛権行使については抑制的でなければならず、安保条約における集団的自衛権行使の範囲を限定的に定める必要がある。また、その余の米国や国連などの要請に基づく自衛隊の海外派兵については、その都度慎重に検討できる体制を作ることが必要であり、国会での事前承認を原則とすることを憲法に明記すべきである。

また、我が国は、極東アジアにあり、アジア諸国との良好な関係の構築が、その安全保障に資するところは大きい。そこで、対北朝鮮 6 カ国協議のような東アジアでの安全保障確立に向けた努力を継続し、米国とのパートナーシップをベースとしながらも、新たな安全保障の枠組みを検討すべきである。アジア諸国の我が国への信頼の下でこそ、我が国が集団的安全保障体制の中で重要な地位を占めることが可能となることを忘れてはならない。

安全保障の観点からの貧困・治安対策

世界には、人種・民族・宗教等様々な要因に基づく紛争が歴史的に継続して生起し、テロリズムの重要な要因となっている。軍事的攻撃をもって、直ちにその抜本的解決を図ることは困難であり、粘り強い外交努力が不可欠であるが、その際、貧困と治安の悪化という不安定要因を除去することで、建設的機運を高めることが重要である。

まず、治安対策としては、国際連合主導での PKO による平和維持活動や難民・避難民の救援活動、選挙監視活動等への積極的な参加を継続すべきである。また、貧困対策としては、ODA（政府開発援助）による無償・有償の資金援助協力や技術支援による産業の育成を、我が国のみならず諸国との連携の下で、効果的に進めなければならない。外部チェックに基づく支援の見直しは、継続的に実施する必要がある。また、青年海外協力隊や民間の NGO 団体による土木建築・農林水産・保健衛生・教育文化・スポーツ等広範囲のインフラ整備を、継続的に実施するためには、民間資金の還流が可能な公益選択 1 パーセント制度の推進や、税制優遇措置基準の一層の緩和とその適正な監査を主眼とする NPO 課税の見直し等を検討すべきである。

食糧，エネルギー等の多角的対応による不安定要因の除去

エネルギー資源に乏しく，食生活の変容の中で主食の自給率も不十分となっている我が国においては，有事の際を意識した対応が不可欠である。この点，食糧分野においては，国内農家の高コスト体質を経営の合理化によって変革し，またバイオテクノロジーを駆使した高収量の作物や，有機栽培などの高付加価値のブランド商品の普及によって，その国際競争力を高める努力が求められる。また，石油の備蓄を維持することのみならず，その多方面からの輸入ルートの確保と，風力・潮力等を生かした新たな発電手段の推進，代替エネルギーの開発とこれを利用した車輛等の普及，海外からのシーレーンを始めとする貿易交通手段の安全性の確保によって，エネルギーの枯渇する事態を避けるための努力が求められる。近隣東アジア諸国とのエネルギーを出発点とする協力関係の構築という発想も重要である。

さらに，高度情報化社会においては，インターネットをはじめとする情報基盤は，国家の最重要インフラというべきものであり，高速通信網のさらなる整備とウイルス対策や情報セキュリティ対策は，情報の安定的な活用の実現に向けた最重要課題である。

他方，自由貿易協定（FTA）については，不公正障壁の撤廃による各国産業の相互発展に資するものであるが，国内産業育成の観点からは安全保障上矛盾点を生じないではない。この点は，貿易自由化の例外を設けるという発想ではなく，むしろ前述のように国内産業の国際競争力を積極的に増強することで，互恵的な自由競争を実現し，協定締結国相互の発展を志向すべきである。

この他，郵政民営化や道路公団問題等に象徴される構造改革の推進によって民間活力を大胆に導入した小さい政府の実現，国と地方の権力構造の再構築による自立した地方自治体の実現もまた，我が国の経済的な再生のためには急務である。国家経済の破綻は，安全保障上最大の不安定要因といわざるを得ないからである。

国際社会における地位の確立

自国の安全保障をより十分にし，世界平和に資するためには，我々人類が編み出した，現在のところ最も公正な秩序である国際連合の決議に基づき，戦力としての自衛隊を戦闘地域に派遣し，世界の安全保障のために積極的にPKFに参加すべきである。

また，そのためには同時に国際社会における我が国の地位の向上に向けた努力が求められる。この点，国際連合においては，安保理常任理事国5大国の拒否権等，第二次大戦戦勝国による支配の枠組みが依然として維持されている。しかし，我が国を始めとして第二次大戦後に政治・経済諸分野で活躍する諸国が，国連支出分担金に見合う発言力を持つことは，むしろ公正な国際社会のあるべき姿である。我が国においては早期の安保理常任理事国入りを実現する必要がある。

その際，我が国は，唯一の被爆国として，核兵器のさらなる削減・撤廃を始めとする軍縮に向けて積極的に発言すべき立場にあり，安保理内部においてその影響力を行使すること

で、効果的にその推進を図ることが可能な立場にある。こうした平和維持に向けた積極的努力の中でこそ、国際社会における名誉ある地位は得られ、誇りある日本が再建されることと確信する。

終わりに

本大綱は、青年経済人である我々が、その視点に立って提言するものである。本年度の活動における物理的・時間的制約から、取り上げた課題は緊要な3テーマに限定されているが、それ自体完結するものではあり得ず、ここに含まれない課題も含め、今後とも継続的に協議を重ね、さらなる提言を立案することを念頭に置くものである。

これを世に送り出す我々の願いとは、国民の意識改革と社会のシステム改革の両輪によって、この国に蔓延する依存型傾向を駆逐し、自立した国民自らの参画による実効的な民主制、自立相互型の社会保障、自主税財源による財政再建、自主自立の安全保障などを確立することである。こうして開かれた公正な自由競争社会を実現・維持していくには、法と理念の下、国民一人一人が自立して民主制の過程を通して国家権力をしっかりと拘束し、その利己的な濫用を阻止する必要がある。そこでは、国民が互いの才能と努力の成果を尊重しあうことになるが、国民が隣人を理解し、地域社会を構成する者同士として愛着を感じ合うとき、地域への愛郷心もまた自ずから育まれることであろう。その延長線上には国家がある。個性を抹殺する全体主義の道具としての愛国心ではなく、互いを尊重し合い、愛着を感じ、内からふつつと湧き出す愛情が国民相互に生まれるとき、国民は国家に対しても愛着を感じ、自己実現との調和の中での社会貢献の意識も芽生えることと思われる。

この点、国や社会への誇りの意識なくしては、そこへの積極的な参画は期待できないのであり、そのためには、戦後希薄になった我が国の歴史・伝統等の国民共通の基盤を改めて確認することが有益である。その基盤の上に、国民が共同生活し、支え合っている意識が醸成されるとき、国民の自立は促され、自ら国や社会の運営に積極的に係わることが期待される。こうして、我が国に活力と競争力が再生され、真に明るい豊かな社会が実現される時、同時に先祖から受け継いだ歴史・伝統に導かれ、国民が互いを尊重し助け合う誇りに満ち溢れた新日本が創造されることと確信する所以である。

今を生きる我々国民は、先祖からこの国を託されたことを決して忘れてはならない。多くの同胞の数え切れない善意と犠牲の上に、今のこの国の繁栄が築かれていることを意識するとき、次なる世代への継承を確たるものとするのが、我々の重大な責務であることを再認識せざるを得ないのである。美しい日本が百年後も美しくあり続けることを願って、本大綱の結語とする。

以 上

著者・発行者：社団法人東京青年会議所

© TOKYO JUNIOR CHAMBER INC. 2005

無断転載・改変を禁じます。